居宅介護支援事業所重要事項説明書

１、居宅介護支援事業所の概要

（１）居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	（医）清仁会シミズ居宅介護支援事業所
所　　在　　地	京都市西京区大枝沓掛町１３番地２２２
連　　絡　　先	０７５－３３５－３３８０
介護保険指定番号	京居介支　第２６７４０００２８２号
サービス提供地域	京都市西京区

（２）従事者の職種、員数及び職務内容

１）管理者：坂本　龍吾

管理者は、所属職員を指導監督し適切な事業の運営が行われるよう総括します。

２）主任介護支援専門員：常勤　　名（管理者兼務）

主任介護支援専門員は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員がケアマネジメントを適切かつ円滑に提供されるために助言・指導などを行います。

３）介護支援専門員：常勤　　名

（専従　　名、兼務　　名）　　非常勤　　名（専従　　名）

業務の状況に応じて増員する。介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり要介護者等の相談を受け、その心身の状況、そのおかれている環境、要介護者等及びその家族の希望等に応じ、継続的かつ計画的に在宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう市町村、事業者、施設等との連絡調整等を行います。

（３）営業日及び営業時間

営 業 日	通常月曜日から土曜日（午前中）までとします。 国民の祝日、１２月３０日から１月３日までを除く。
営業時間	平日　午前９時～午後４時４５分まで　　土曜日　午前９時～正午まで

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備します。

２、居宅介護支援事業の実施概要

１）居宅サービス計画作成の支援

・居宅サービス計画を毎月利用者に交付します。

２）サービス管理・経過観察・再評価

・毎月、利用者宅を訪問（利用者及び家族に事前に文書にて同意を得てテレビ電話装置等や情報連携シート等を活用しモニタリングをする場合、訪問は２ヶ月に１回とします）し、１ヶ月に１回は居宅サービス計画の実施状況を把握し、その結果を記録します。

・要介護認定やその変更があった場合、サービス担当者会議の開催、または担当者への照会等により居宅サービス計画の内容につき各担当者からの専門的見地からの意見を求め、その後のサービス計画に反映します。

３）施設入所への支援

・入所可能な施設及びその連絡先、または連絡方法を紹介します。

４）給付管理

５）会議の開催

・利用者に関する情報、またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催します（会議は概ね週１回以上）。

６）24 時間連絡体制

・24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保します。

３、利用料金

（１）利用料

１　要介護認定受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※　保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて、下記の代金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者である市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

２　居宅介護サービス計画費、居宅支援サービス計画費のうち法定代理受領が行われる場合、利用者の自己負担はないものとする。但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合については介護保険告示上の額を徴収します。

京都市（５級地）１単位　10.7 円

要介護１、２	１１，６２０円	（１，０８６単位）
要介護３～５	１５，０９７円	（１，４１１単位）
特定事業所加算（Ⅱ）	４，５０４円	（４２１単位）
特定事業所医療介護連携加算	１，３３７円	（１２５単位）
初回加算　『新規又は要介護度２区分以上の変化』	３，２１０円	（３００単位）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２，６７５円	（２５０単位）
入院時情報連携加算（Ⅱ）	２，１４０円	（２００単位）
退院・退所加算（Ⅰ）イ	４，８１５円	（４５０単位）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６、４２０円	（６００単位）
退院・退所加算（Ⅱ）イ	６、４２０円	（６００単位）
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	８，０２５円	（７５０単位）
退院・退所加算（Ⅲ）	９，６３０円	（９００単位）
緊急時等居宅カンファレンス加算	２，１４０円	（２００単位）
ターミナルケアマネジメント加算	４，２８０円	（４００単位）
通院時情報連携加算	５３５円	（５０単位）

※介護支援専門員一人当たりの担当利用者数 44 件以上の場合や減算については、厚生労働大臣の定める基準のとおりです。

（２）交通費

１（１）のサービス提供地域（京都市西京区）にお住まいの方は、無料です。

それ以外の方については、以下のとおりです。

地域外から片道	５ｋｍ未満	５００円
片道	５ｋｍ以上１０ｋｍ未満	７５０円
片道	１０ｋｍ以上	１，０００円

タクシーや交通機関を利用した場合は実費負担（別紙にて同意を得ます）

（３）その他の費用の徴収が必要となる場合はその都度御説明させていただきます。

４、当居宅介護支援事業の運営の方針及び提供方法

（１）運営の方針

１）利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他全般にわたる援助を行います。

２）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。

３）利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師や入院中の医療機関の医師の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。

４）訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な 情報伝達を行います。

５）障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。

６）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

※複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能です。

※当該サービス事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。

※当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

７）事業運営に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅支援事業者、介護保険の各施設等との連携に努めます。

８）自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

９）上記の他介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年１月９日京都市条例第 39 号）」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

（２）提供方法及び内容

１）利用者の相談を受ける場所　　：居宅介護支援事業所内、相談者の自宅等

２）利用者の相談を受ける時間　　：24 時間体制（携帯電話への転送）

３）使用する課題分析票の種類　　：居宅サービス計画ガイドライン

４）サービス担当者会議の開催場所：利用者自宅、居宅介護支援事業所内、利用サービス事業所等

５）介護支援専門員の居宅訪問頻度：少なくとも１ヶ月に１回（テレビ電話等を活用する場合は２ヶ月に１回）

（３）その他運営に関する留意事項

１）居宅介護支援事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研

修研究の機会を設け、また業務体制を整備します。

２）サービスにあたっての禁止事項

（社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為等）

・職員に対して行う暴言・暴力・誹謗中傷または恫喝等の行為等

・体を触る、性的な言動等のセクシャルハラスメント行為等

５、虐待防止のための推進

１）利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行います。また、従業者に対して研修を実施する等の措置を行います。

２）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

３）虐待防止のための指針を整備します。従業者に対し、虐待の防止のための研修を年１回以上実施します。

４）各項の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

６、身体拘束等の適正化の推進

１）事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という）を行わないものとします。

２）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

７、感染症対策の推進

１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

３）事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年１回以上実施します。

８、業務継続計画

１）事業所は、感染症や災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で、早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を行います。

２）事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明及び周知するとともに、必要な研修及び訓練を年１回以上実施するものとします。

３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

９、秘密保持

１）職員は業務上知り得た秘密を保持します。

２）職員であったものに、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

３）連携するサービス担当者間での会議等において、日常生活を支援していく目的にのみ、利用者及び家族の個人情報を提供します。

４）事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

５）事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11、事故等に関する対応

１）事業者のサービス提供にあたり、万一事故が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずると共に、ご家族様への連絡を行います。

２）事業者が提供するサービスにおいて、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合にはその責任の範囲において利用者に対しその損害を賠償します。

３）事故の内容に関わらず、市町村の行政機関に報告を行います。

12、サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を提示してください。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

13、サービス内容に関する相談・苦情

１）当事業所における苦情相談受付は各担当介護支援専門員が対応しています。また責任者を事業所の管理者とします。

責 任 者 ： 坂本　龍吾（主任介護支援専門員）

受付時間 ： 月～金曜日　９：００～１６：４５（土曜日９：００～正午まで）

電話番号 ： ０７５－３３５－３３８０

また、下記の施設の窓口に於ける「御意見箱」でも対応します。

（医）清仁会シミズ病院　　０７５－３８１－５１６１

（医）清仁会洛西シミズ病院　０７５－３８１－８７７８

２）上記の他に、保険者である市町村の相談・苦情窓口または、京都府国民保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。

３）受け付けた相談・苦情等については担当者が苦情（相談）記録に概要、ご指摘内容等を記載し、その場で対応可能な事柄であっても必ず責任者へ連絡し、対応内容を決定し申し出者に連絡いたします。

４）上記によっても処理対応が行えない場合は事業所内における検討会議を開催し決定いたします。または、顧問弁護士等に相談し、決定いたします。

窓　　口	受付時間	電話番号
洛西支所　保健福祉センター健康長寿推進課	月～金曜日　9：00～17：00	075-332-9274
西京区役所　保健福祉センター健康長寿推進課	月～金曜日　9：00～17：00	075-381-7638
向日市役所　高齢介護課	月～金曜日　9：00～17：00	075-931-1111
京都府国民保険団体連合会	月～金曜日　9：00～17：00	075-354-9011

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援事業の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　京都市西京区大枝沓掛町１３番地２２２
名称　　（医）清仁会シミズ居宅介護支援事業所

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との関係：　　）

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービス担当者会議等への私の個人情報提供について同意します。

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との関係：　　）